

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 9 月 30 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600075号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600067号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月11日の標準賞与額を24万7,000円、平成22年7月12日の標準賞与額を24万7,000円、同年12月14日の標準賞与額を23万円、平成23年7月14日の標準賞与額を24万1,000円、同年12月14日の標準賞与額を24万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成22年7月
③ 平成22年12月
④ 平成23年7月
⑤ 平成23年12月

私は、勤務していたA社から、請求期間に賞与の支給を受けた。しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間の標準賞与額の記録が保険給付の対象にならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該期間において厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)によると、同社は、請求期間①から⑤までの賞与支払届を当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成28年3月31日付けで提出しており、

オンライン記録において、当該期間の標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

一方、請求期間①から⑤までについて、B市C区から提出された請求者の平成 22 年度から平成 24 年度まで（平成 21 年から平成 23 年までの所得分）の市・県民税所得照会に係る回答書（以下「所得回答書」という。）によると、当該所得回答書に記載されている給与総支給額及び社会保険料額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額等から推計される各年の給与支給額の合計額及び社会保険料額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間①から⑤までに係る賞与明細書の写しにより、賞与支払届に記載された賞与額が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者についても、当該期間において賞与支払届の記載どおりの賞与が支給され、当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑤までの賞与支給日については、複数の同僚から提出された預金通帳の写しにより確認できる賞与振込日から、請求期間①は平成 21 年 12 月 11 日、請求期間②は平成 22 年 7 月 12 日、請求期間③は同年 12 月 14 日、請求期間④は平成 23 年 7 月 14 日及び請求期間⑤は同年 12 月 14 日とすることが妥当である。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの標準賞与額については、上記の賞与明細書の写し及び所得回答書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は 24 万 7,000 円、請求期間③は 23 万円、請求期間④は 24 万 1,000 円、請求期間⑤は 24 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成 21 年 12 月 11 日、平成 22 年 7 月 12 日、同年 12 月 14 日、平成 23 年 7 月 14 日及び同年 12 月 14 日に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600118 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1600020 号

第 1 結論

平成 12 年 4 月から平成 14 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 4 月から平成 14 年 1 月まで

私は、請求期間の国民年金保険料について、社会保険事務所（当時）から納付することを促され、私の母に納付してもらったので、納付したことを認めてほしい旨の訂正請求を 2 回行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに、どうしても納得できないので、再度、訂正請求した。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても、保険料の納付についての具体的な状況が不明であること、ii) 請求者の母は、請求者に代わり請求期間の保険料を納付した記憶がある旨陳述しているが、具体的な納付時期や納付した保険料額の記憶が明確でないこと、iii) 保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成 27 年 12 月 2 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

その後、請求者は、請求者の母から請求期間に係る国民年金保険料の納付状況に関する記憶がより鮮明になったと聞いたことのほかに、保険料を納付してもらったお礼に、食事をした商業施設の名称を挙げて、請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと主張して、再度、訂正請求を行ったが、i) 請求者の母から陳述を得ることができないこと、ii) 保険料を納付してもらったお礼に請求者が請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと陳述していることについては、請求期間に係る保険料の納付状況を明らかにするものではなく、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に平成 28 年 5 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容で、請求者の母に請求期間の国民年金保険料を納付してもらったと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。